

## 岸和田市市展実施要項

(趣旨)

- 1 岸和田市市展は、美術作品の発表、展示を通じて、市民文化の向上を図ることを目的として実施する。

(期間)

- 2 毎年5月から7月までとする。

(会場)

- 3 岸和田市立文化会館展示場を使用する。

(部門)

- 4 部門は次のとおりとする。

- (1) 洋画
- (2) 陶芸
- (3) 書
- (4) 日本画
- (5) 写真
- (6) 俳画

(応募作品の募集及び出品受付)

- 5 応募作品の募集及び出品受付は、別に定める岸和田市市展作品募集要領による。

(賞)

- 6 各部門ごとに、次の賞を設けることができる。

- (1) 市長賞 1点
- (2) 市議会議長賞 1点
- (3) 商工会議所会頭賞 1点
- (4) 教育委員会賞 1点
- (5) 文化協会会長賞 1点
- (6) 佳作 別表に定める佳作数の範囲内とする。

(7) 上記(1)から(5)までに該当する作品が無ければ、(6)に受賞数を加えることができる。

(8) 無鑑査出品のうち特に優秀な作品については、1点を限度として特別賞を贈ることができる。

(無鑑査)

- 7 無鑑査は、市長賞を2回受賞した人とし、2回目の受賞の次年度から資格を有する。

(表彰)

- 8 各受賞者に対する表彰は、文化祭祝典において行う。

(受賞作品展)

- 9 受賞したすべての作品については、別に受賞作品展を行う。

附 則

この要項は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

一般作品出品者数	佳作数
84 ~	13
77 ~ 83	12
70 ~ 76	11
64 ~ 69	10
57 ~ 63	9
50 ~ 56	8
44 ~ 49	7
37 ~ 43	6
30 ~ 36	5
24 ~ 29	4
17 ~ 23	3
10 ~ 16	2
~ 9	1